○環境省令第十八号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十四日

環境大臣　山口　壮

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局	第一章　内部部局
第一節　大臣官房（第一条―第六条）	第一節　大臣官房（第一条―第七条）
第二節　地球環境局（第七条―第十条）	第二節　地球環境局（第八条―第十条）
第三節　水・大気環境局（第十一条―第十二条）	第三節　水・大気環境局（第十一条―第十三条）
第四節　自然環境局（第十三条―第十八条）	第四節　自然環境局（第十四条―第十九条）
第五節　環境再生・資源循環局（第十九条―第二十一条）	第五節　環境再生・資源循環局（第二十条―第二十二条）
第二章　施設等機関（第二十二条）	第二章　施設等機関（第二十三条）
第三章　地方支分部局（第二十三条）	第三章　地方支分部局（第二十四条）
第四章　原子力規制委員会（第二十四条）	第四章　原子力規制委員会（第二十五条）
第五章　環境省顧問（第二十五条）	第五章　環境省顧問（第二十六条）
（企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに計画官及び調査官）	（企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官）
第三条　総合政策課に、企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに計画官一人及び調査官一人を置く。	**第三条**　総合政策課に、企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官一人を置く。
2・3　（略）	2・3　（略）
4　環境研究技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。	4　環境研究技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。	五　地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。第八条第四項第三号において同じ。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。
六・七　（略）	六・七　（略）
5～7　（略）	5～7　（略）
8　計画官は、環境基本計画（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する計画をいう。）に関する事務をつかさどる。	（新設）
9　（略）	8　（略）